

吉野川第十堰改築事業

- ・ 計画ダム名 吉野川第十堰改築事業
- ・ 河川名 吉野川
- ・ 所在地 徳島県徳島市(河口より13キロ地点)
- ・ 事業者名 国土交通省
- ・ ダムの目的 治水
 - 可動堰により洪水流量を毎秒1700m³カット
- ・ 事業費 1030億円 (維持費 7億円/年)
- ・ 団体連絡先 NPO法人 吉野川みんなの会
 - 〒779-3101 徳島市国府町佐野塚字出口5-7
 - E-mail office@daiju.ne.jp
 - » tel&fax 088-612-9200

1

経過－1

- ・ 82年 吉野川水系工事実施基本計画に洪水の流下阻害要因である**第十堰の改築の必要性が明記**
- ・ 97年 円藤知事(後に収賄罪で逮捕)が、可動堰がベストと発言
- ・ 98年 **第十堰審議委員会が可動堰化が妥当と答申**
- ・ 98年 徳島市で**住民投票を求める署名活動**。人口の約半数に当たる**105,535名**の署名が集まる
- ・ 98年 徳島市議会が住民投票条例案を否決
- ・ 99年 **徳島市議選で住民投票推進派の議員が躍進、住民投票条例可決**

2

経過－2

- ・ 00年 **徳島市住民投票(可動堰反対90.14%、投票率55%)**
前後に行われた、あらゆるマスコミの県民世論調査でも、反対が賛成を上回る
- ・ **大田知事当選(2002年)**以降、知事、徳島市長とも、あらゆる選挙で、可動堰推進の候補は当選していない。
- ・ 00年 **与党3等合意により「可動堰は白紙」**
- ・ 04年 飯泉知事「まずは、可動堰以外のあらゆる選択肢を検討」

3

経過－3

04年 四国地整「よりよい吉野川作り」発表

- ・ 洪水被害を最小にする総合的治水策
- ・ 安定的水利用
- ・ 残された豊かな河川環境を後世に継承
- 取り組み方法
 - ・ 「河川整備」と「抜本的な第十堰対策」に分けて検討する
 - ・ 徹底した情報公開と住民参加でおこなう
 - ・ 第十堰については、「吉野川水系を現状より少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って決める」「必要な補修は適宜行う」

4

経過－4

- ・ 05年 吉野川水系河川整備基本方針策定
 - 基本高水24000m³/s ⇒ おなじ
 - 計画高水18000m³/s ⇒ おなじ「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
⇒ 「既設固定堰の改築を行って洪水の安全な流下を図る」
⇒ 可動堰再浮上の可能性
- ・ 06年 吉野川水系河川整備実施計画の策定に3部会形式採用

5

問題点－1

- ・ 1) 基本方針の決定について
 - わずか3回の開催、実質2時間の審議、住民参加なし
- ・ 2) 整備計画の策定について
 - ① 素案について
 - 総合的治水対策になっていない(施設偏重)
 - 超過洪水対策がない
 - 森林の機能についての消極評価
 - 利水計画がない
 - 環境保全の具体的目標設定がない(努める)
 - 堤防線など複数案がなく、住民が参加し難い

6

問題点－2

- ・ ② 「意見を聴く会」のあり方について
- ・ 学識者、流域住民、市町村長の3部会形式では合意形成のための議論ができない。
- ・ ①の課題が議論できる流域委員会に改組すべき
- ・ 第十堰問題が先送り(最も危険として来たのにも関わらず)
⇒ 民意は明らか。可動堰は中止にし、第十堰保全を整備計画の出発点にすべき
- ・ 流域委員会を採用しなかった理由が不明
⇒ 「意見を聴く会」のあり方は秘密裏に決定され、説明責任も果たさない

7